第五十九条の六の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

（法第四十四条の五第一項の異動期間の延長をすることができる事由）

第五十九条の六　法第四十四条の五第一項第一号に規定する政令で定める事由は、業務の性質上、当該隊員の他の官職への降任等による担当者の交替により当該業務の継続的遂行に重大な障害が生ずることとする。

２　法第四十四条の五第一項第二号に規定する政令で定める事由は、職務が高度の専門的な知識、熟達した技能若しくは豊富な経験を必要とするものであるため、又は勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該隊員の他の官職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず、業務の遂行に重大な障害が生ずることとする。

第五十九条の十三中「勤務実績」を「人事評価又は勤務の状況を示す事実に基づく勤務実績」に改め、同条を第五十九条の二十一とする。

第五十九条の十一及び第五十九条の十二を削る。

第五十九条の十に見出しとして「（勤務延長に係る他の任命権者に対する通知）」を付し、同条を第五十九条の二十とする。

第五十九条の九に見出しとして「（勤務延長に係る任命権者）」を付し、同条中「隊員が」を「法第四十四条の七第一項又は第二項に規定する任命権者には、隊員が」に改め、「において、当該隊員につき、勤務延長を行い、又は勤務延長の期限を延長し、若しくはその期限を繰り上げることができる任命権者」を削り、同条を第五十九条の十九とする。

第五十九条の八に見出しとして「（勤務延長の期限の繰上げ）」を付し、同条中「その期限を繰り上げることができる」を「当該勤務延長の期限を繰り上げるものとする」に改め、同条を第五十九条の十七とし、同条の次に次の一条を加える。

（定年に達している者の任用の制限）

第五十九条の十八　任命権者は、採用しようとする官職に係る定年に達している者を、当該官職に採用することができない。ただし、かつて隊員であつた者で、任命権者の要請に応じ、引き続き防衛省以外の国家機関の職、行政執行法人の職、地方公共団体の機関の職その他これらに準ずる職（防衛大臣が定めるものに限る。）又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人に属する職（防衛大臣が定めるものに限る。）に就き、引き続きこれらの職に就いているもの（これらの職のうち一の職から他の職に一回以上引き続いて異動した者を含む。）を、当該官職に係る定年退職日（法第四十四条の六第一項に規定する定年退職日をいう。次項において同じ。）以前に採用する場合は、この限りでない。

２　任命権者は、隊員の他の官職への昇任、降任又は転任が当該他の官職に係る定年退職日後となる場合は、当該昇任、降任又は転任を行うことができない。ただし、勤務延長隊員（法第四十四条の七第一項又は第二項の規定により引き続き勤務している隊員をいう。）を、法令の改廃による組織の変更又はこれに準ずる事情により、勤務延長に係る官職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする官職に防衛大臣（防衛装備庁の職員である隊員（幹部隊員を除く。）にあつては、防衛装備庁長官）の承認を得て昇任し、降任し、又は転任する場合は、この限りでない。

第五十九条の七に見出しとして「（勤務延長に係る隊員の同意）」を付し、同条中「、勤務延長」の下に「（法第四十四条の七第一項の規定により隊員を引き続いて勤務させることをいう。次条、第五十九条の十八第二項及び第五十九条の二十において同じ。）」を、「期限」の下に「（法第四十四条の七第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限をいう。次条及び第五十九条の二十において同じ。）」を加え、同条を第五十九条の十六とする。

第五十九条の六の次に次の九条を加える。

（特定管理監督職群に属する管理監督職）

第五十九条の七　法第四十四条の五第三項に規定する政令で定める管理監督職は、次に掲げる官職とする。

一　陸上自衛隊の部隊又は機関に置かれる官職のうち、自衛隊の施設の維持及び管理に関する事務をその職務とする官職であつて防衛大臣が定めるもの

二　前号に掲げる官職のほか、これに準ずる官職であつて防衛大臣が定めるもの

（法第四十四条の五第三項の異動期間の延長をすることができる事由）

第五十九条の八　法第四十四条の五第三項に規定する政令で定める事由は、同項に規定する特定管理監督職群（次条において「特定管理監督職群」という。）に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる隊員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢（法第四十四条の二第二項に規定する管理監督職勤務上限年齢をいう。）に達した隊員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、管理監督職を現に占める隊員の他の官職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず、業務の遂行に重大な障害が生ずることとする。

（法第四十四条の五第三項又は第四項の規定による異動期間の延長等を行うに当たつての留意事項）

第五十九条の九　任命権者は、法第四十四条の五第三項又は第四項の規定による異動期間の延長又は同条第三項の規定による他の管理監督職への降任若しくは転任を行うときは、人事評価、人事の計画その他の事情を考慮した上で、特定管理監督職群に属する管理監督職を占める隊員のうちその管理監督職に最も適任と認められるものについて行うものとする。

（異動期間の延長等に係る隊員の同意）

第五十九条の十　任命権者は、法第四十四条の五第一項から第四項までの規定による異動期間の延長を行う場合及び同条第三項の規定による他の管理監督職への降任又は転任を行う場合には、あらかじめ当該隊員の同意を得なければならない。

（延長した異動期間の末日の繰上げ）

第五十九条の十一　任命権者は、法第四十四条の五第一項又は第二項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日前に同条第四項の規定により当該異動期間を更に延長するときは、当該異動期間の末日を繰り上げるものとする。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第五十九条の十二　任命権者は、法第四十四条の五第一項から第四項までの規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の官職への降任等をするものとする。

（異動期間の延長に係る任命権者）

第五十九条の十三　法第四十四条の五第一項から第四項までに規定する任命権者には、隊員（自衛官を除く。次条及び第五十九条の十八から第五十九条の二十までにおいて同じ。）が現に任用されている官職を保有したまま他の官職に任用されている場合には、当該他の官職に係る任命権者は含まれないものとする。

（異動期間の延長に係る他の任命権者に対する通知）

第五十九条の十四　任命権者は、現に任用されている官職を保有したまま任命権者を異にする他の官職に任用されている隊員につき、法第四十四条の五第一項から第四項までの規定により異動期間を延長する場合又は第五十九条の十一の規定によりその異動期間の末日を繰り上げ、若しくは第五十九条の十二の規定により他の官職への降任等をする場合には、当該他の官職に係る任命権者にその旨を通知しなければならない。